

# 大型物件の受付時によくある指摘事例をまとめてみました。 提出前に十分にご留意いただきますようお願いいたします。

(H19.6.20～H20.5.31)

## No. 1 書類不足等

(全体の35%)

### 申請書の不足、記載の不備

- ・面積、高さ等の不整合
- ・区画整理地内の仮換地、該当地、従前地等の証明書の写しの添付もれ
- ・公図・ブロック図の添付もれ
- ・付属建築物の申請書4・5面の添付もれ

### 設計者と設計図書の整合が取れていない

- ・複数の設計者の場合、各担当設計者別の署名捺印もれ
- ・構造計算書が連名であって、**構造安全証明書が連名になっていない※<sup>1</sup>**  
(1つの建築物(構造上1棟)に対して、構造安全証明書一通が原則)

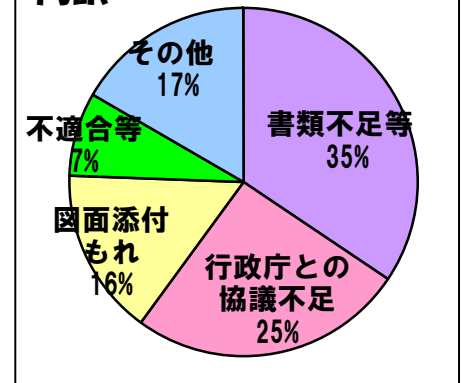
### 構造安全証明書の写しの添付もれ

- ・正本等に構造安全証明書の**写し**の添付がもれている※<sup>1</sup>  
(原本は構造計算を委託された方にお渡し願います)
- ・構造計算書との割印印ができていない※<sup>1</sup>

### その他書類不足

- ・委任状の添付もれ※<sup>1</sup>
- ・建築士免許の写しの添付もれ※<sup>1</sup>
- ・鉄骨造建築物の適正化に関する書面の添付もれ(愛知県内のS造)
- ・新・旧大臣認定の構造計算プログラムの入力データの添付もれ(構造適合性判定付)
- ・バリアフリー法チェックリストの添付もれ
- ・工場・危険物調書の添付もれ

### 内訳



## No. 2 行政庁との 協議不足

(全体の25%)

### 行政庁との協議・敷地調査不足

- ・開発許可の要否、道路等の打合せが十分でなく  
行政庁担当者への照会ができないケース

### 行政庁の合議印が不十分

### 各種許可書、証明書の写しの照合

- ・許可書との不整合(許可後の計画の変更等)がある、  
許可書との原本照合ができないケース

## No. 3 図面添付もれ

(全体の16%)

### 図面の添付もれ

- ・敷地求積図、地盤説明書(ボーリング図面)、  
**電気設備図、機械設備図、給排水設備図、構造計算書の添付もれ**
- ・付属(4号)建築物の平面図、立面図(当社規定)の添付もれ

## No. 4 不適合等

(全体の7%)

### 建築士法上の資格要件

### 用途、及び用途上の可分・不可分の判断

### 既存不適格建築物への増築条件

### 用途及び仕上が決定されていない(スケルトン)部分がある

**行政庁との協議不足、著しい図面不足(設備図一式、構造計算書など)、  
著しい書類不足(※1の場合を含む)の場合、受付不受理となることがあります  
詳しくは弊社ホームページの申請書式に掲載の「確認申請図書チェックシート」を  
ご覧ください。**